

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」等の活用実績

	2024年度		2025年度	
	2024年4月～9月	2024年10月～2025年3月	2025年4月～9月	2025年10月～2026年3月
① 新規に無保証で融資した件数	631,848	591,704	617,713	595,550
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	3,015	4,528	3,706	4,291
③ 新規融資件数	1,202,925	1,122,433	1,113,175	1,079,013
④ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資(※3)の件数の割合 【④＝(①＋②)／③】	52.8%	53.1%	55.8%	55.6%
	52.9%		55.7%	
⑤ 新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資の件数と有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資の件数との合計の割合	99.1%	99.8%	99.9%	100.0%
	99.5%		99.9%	
⑥ 保証契約を解除した件数(※4)	43,382	38,566	33,307	30,425
⑦ メイン行(※5)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	372		375	

【代表者の交代時における対応】

	2024年度	2025年度
⑧ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	7,296	6,710
	(16.6%)	(16.7%)
⑨ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	18,043	16,304
	(41.1%)	(40.6%)
⑩ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	17,238	15,932
	(39.3%)	(39.7%)
⑪ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,288	1,224
	(2.9%)	(3.0%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行24行、地域銀行97行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合144組合(全国信用協同組合連合会を含む)の合計529機関。

※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、「停止条件付保証契約」、「解除条件付保証契約」及び「ABL」をいう。

※3 「経営者保証に依存しない融資」とは、「無保証融資」及び「経営者保証の代替的な融資手法を活用した融資」をいう。

※4 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」の件数をいう。

※5 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。

(注1) 【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われたことを金融機関が把握した際に、当該先に対して金融機関が実施した対応をいう。

(注2) 本表における割合の数値は、いずれも小数点以下第2位を四捨五入したもの。